

仕様書

国際部地球環境対策推進室

1. 件名

我が国企業等が有する地球温暖化対策技術の海外展開シーズ発掘調査

2. 背景及び目的

NEDOでは、気候変動/地球温暖化対策として、日本の低炭素技術による実証事業を海外で行い、技術課題の解決を図るとともに、相手国政府とも協力して当該技術の普及に努めてきた。特に 2011 年度からは、二国間クレジット制度（The Joint Crediting Mechanism、以下、JCM）を活用して、温室効果ガス排出削減効果を定量的に評価し、日本の国際貢献の見える化を図っている。

2015 年にパリ協定が採択された以降、途上国を含めて各国がNDC (Nationally Determined Contribution) を掲げて地球温暖化対策に取り組む必要が生じたため、日本の低炭素技術に対する期待は一層高まっている。日本政府は、本年ビジネス主導で低炭素技術が普及していくための環境整備を進める観点からCEFFIA (Cleaner Energy Future Initiative for ASEAN) を創設し、低炭素技術の普及展開及び途上国におけるクリーンエネルギー転換を支援する取組を推進している。NEDOとしても、低炭素技術の実証事業を始めとしCEFFIA官民フォーラムの枠組み等様々なスキームを活用し、技術導入と制度整備を両輪として日本技術の海外展開を支援していくこととしている。このような取り組みをより一層有意義なものにするため、今後のNEDO等による支援活動に活用することを目的として日本企業等が有する低炭素技術^{*1}のうち、海外^{*2}展開を目指している技術の情報（以下、「シーズ情報」。）について調査を行う。

低炭素技術^{*1}：ICT等を用いた効率化・最適化技術、先端技術等を用いた省エネ化技術、発電・送配電分野における高度化制御等により最適化・安定化技術等、低炭素化・脱炭素化を目指す技術を対象とする。日本での普及の有無は問わないが、相手国でコモディティ化している技術は除く。

海外^{*2}：JCM締結 17 ヶ国（モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイ、フィリピン）及び地球温暖化緩和策として低炭素技術による実証事業が有効な国を対象とする。

3. 内容

上記の目的を達成するため、以下の項目について、NEDOの確認を得て実施する。

(1) 実証事業の動向調査

本調査の検討に資するため、国内外で行われている実証事業の注力分野を把握することを目的として、以下の業務を行う。

① 事例調査

国内外で最近実施された又は実施されている低炭素技術を対象とした実証事業（研究開発を目的とせず、社会実装・普及を目的としたもの）について、WEB 情報等の公開情報をもとに、特定の技術分野に偏らず、幅広い技術分野の事例を 50 件程度収集する。調査項目は下表の項目を含むとするが、これに限定されない。

実施国、実施企業等、技術分野、実施金額、技術概要

② 事例分析

①で収集した事例について、国ごとに、技術分野ごと・事業総額ごと、平均事業額ごと等で事例数を整理し、国内外での最近の実証事業の傾向を明らかとする。事例数の少ない国については、”中央アフリカ”等適宜まとめ、全体の傾向を容易に把握できるように努めること。

(2) シーズ情報の収集

シーズ情報を可能な限り収集するため、有効な情報収集方法、ヒアリング先、ヒアリング項目を明らかにした後にヒアリングを実施し、得られたシーズ情報を整理する。

① 情報収集方法の検討及びヒアリング先の選定

本事業で対象となるシーズ情報を収集するため、公開情報、WEB 情報、ヒアリング等を組み合わせた収集方法を検討する。ただし、シーズ情報を多く有すると考えられる組織へのヒアリングは収集方法に含むとし、少なくとも商社、銀行、コンサルタント、業界団体から 2~3 組織ずつと、JICA 及び JETRO 等に対しヒアリングを実施するものとする。

② 調査項目

本事業の目的を効率的に達成することができるように、シーズ情報ごとに収集すべき項目を検討・設定する。ヒアリングを行う際は、設定した項目をヒアリングシートとして取り纏め、収集漏れがないように取り計らう。具体的な調査項目として下表の項目を含むとするが、これに限定されない。

法人名、技術概要（含む競合技術に対する技術的優位性）、海外展開開始（予定）年、展開（予定）国、展開（予定）国での現時点／目標の売り上げ・シェア、現在の状況（難航、順調、撤退等）、顧客が受けるメリット、競合優位性、今後の開発計画、海外展開の課題、希望する支援策

③ 調査の実施

①で検討した収集方法に沿ってシーズ情報を収集する。受託者があらかじめ有するシーズ情報を追加することも可。

情報収集したシーズ情報数が 100 件を下回る場合は、ヒアリング先を追加等して調査を継続すること。

④ 情報収集結果の整理

収集したシーズ情報を整理して一覧表を作成する。また、技術分野ごと、対象国ごと、企業規模ごと等に件数を整理するなど、収集したシーズ情報の傾向を明らかとする。

(3) シーズ情報のフィルタリング

収集したシーズ情報を以下のとおり 2 段階でフィルタリングし、海外展開が期待できる技術を選定する。

① ニーズと普及性の観点からのフィルタリング

収集したシーズ情報ごとに当該技術の対象国におけるニーズを分析し、ヒアリング内容を加味して、現時点（～3 年後）と将来（～10 年後）における普及見込みを、理由を明確にして定性的に評価する。ニーズ分析は原則として公開情報に基づくものとするが、NEDOから提供される情報や、調査により得られた情報等も用いるものとする。

将来において普及が期待できないと評価したシーズは、以下の検討を行う必要はない。

② 加速方策・妨害要因の整理と解決策の検討

①において将来普及が期待できると評価されたニーズに対し、現時点でも普及見込みがあると判断されたシーズについては普及を加速する方策を、現時点では普及が困難と判断されたものについてはその阻害要因を除去する方策を、それぞれ検討・整理する。さらにそれらを実現するために有効と考えられる支援策を検討する。最後に、支援策の実施がNEDOにより実現可能かを検討し、特にNEDOによる支援が有効と考えられる 10 件程度の案件を「海外展開が期待できる技術」として選定する。

(4) 具体的支援策の検討

海外展開が期待できるとして選定された技術に対して、時系列に沿った具体的な支援方法を検討・作成する。検討に当たっては、技術を有する法人等との面談等により必要な詳細情報を収集すること。

あわせて、当該支援方法の費用対効果を、温暖化ガス排出削減効果と、投資対効果の観点から明らかとする。

(5) その他

上記の項目以外で、本調査目的に合致するような受託事業者による主体的な調査や提言については、NEDOとの協議を経て実施することとする。

4. 調査期間

NEDOが指定する日から2020年8月31日（月）まで

5. 予算額

2,000万円以内（税込）

6. 中間調査報告書・調査報告書

(1) 中間調査報告書*3

提出期限：2020年3月末日

提出部数：電子媒体CD-R等の不揮発性媒体にて1部

提出内容：① 中間調査報告書（PDFファイル形式とワードファイル形式）

② シーズ情報調査報告書（ワードファイル形式）*4

(2) 調査報告書*3

提出期限：委託契約期間終了日（原則として提出期限1か月前に一次案を提出すること。）

提出部数：電子媒体CD-R等の不揮発性媒体にて1部

提出内容：① 和文要約書（テキストファイル形式）

② 英文要約書（テキストファイル形式：①の英訳版）

③ 和文調査報告書本文（PDFファイル形式とワードファイル形式）

④ 和文調査報告書概要（パワーポイントファイル形式）

*3 上記報告書は、原則として公表する。

*4 「3. 内容」の「(1) 実証事業の事例調査」及び「(2) シーズ情報の収集」のうち2019年度中の成果についてとりまとめ提出のこと。詳細は別途NEDOが指示する。

(3) 注意点

- ① 引用情報等については出典を明記するとともに入手した英文資料のうち重要なものは原文を日本語に訳した上、参考資料として添付すること。インターネット上で最新情報が取得可能なものは、出典と併せてURLを明記すること。
- ② 聞き取り調査及び現地調査については、日時、場所、調査対象者（氏名、役職名）、調査結果の詳細を含めて記載すること。
- ③ 図表を活用すること（使用したデータテーブルは別途エクセルにて提出）。
- ④ 本調査を通じて入手したデータその他の原本について、NEDOから依頼があった場合は提出すること。
- ⑤ 報告形式の詳細はNEDOホームページの「成果報告書（中間年報）の電子ファイル提出の手引き」を参照のこと。

7. 調査実施方法

- ① 文献やインターネット等を用いた調査に加え、必要に応じて関係者へのヒアリング、ディスカッション等により実施すること。
- ② 実施にあたっては、委託業務の実施状況及び予算執行状況を把握するため、NEDOの指示する方法に従い、毎月の業務の進捗状況及び翌月の業務実施予定について定期的（月1回以上）にNEDOへの報告、打ち合わせを行い、NEDOの指示を踏まえつつ遂行すること。NEDOへの報告資料については原則、日本語（原資料が外国語の場合は翻訳）にて作成するとともに、原則、終了後1営業日以内に打ち合わせ議事録を作成し、NEDOへ提出のこと。
- ③ 関係者へのヒアリングについては、あらかじめNEDOの確認を受けるものとし、NEDO担当者が同行する場合がある。

8. 報告会等の開催

委託期間中あるいは委託期間終了後に、NEDOが開催する委員会、機構内研修会、中間報告会、成果報告会等で報告を依頼することがある。その際は、別途、報告資料を作成すること。（委託期間中の報告等に係る経費については委託費により支出。）

9. その他

- (1) NEDOから提供するデータのうち、CD-R等に格納して提供するものについては、調査完了日までにNEDOに返却すること。また、提供データをパソコンに保存した場合はそのデータ及び提供データを加工して作成したデータを含めて全て削除し、NEDOへ報告すること。
- (2) 本仕様書に定めなき事項については、NEDOと受託者が協議の上で決定するものとする。

以上